

## 医療法施行細則の一部を改正する規則の概要

### 1 改正の趣旨

医療法施行規則の一部を改正する省令が令和3年4月1日に施行されたことに伴い、地域医療支援病院と称することの承認申請書及び業務報告書の様式について、所要の改正を行う。

また、以前改正分で保健福祉事務所に事務の委任を定めていないものについて規定し、併せて申請・届出者の利便性向上を目的として様式の改正を行う。

### 2 改正の内容

- (1) 保健福祉事務所長への委任事務に違反広告を行った者に対する命令、病院等への立入検査に関する事務を加える（第1条）。
- (2) 文言の整理を行う（第2条、第6条、第9条）。
- (3) 様式（第1号様式～第15号様式、第17号様式、第19号様式、第23号様式の2、第26号様式）の改正を行う。

### 3 施行期日

公布日より施行